様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和3年1月13日

□中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	三宅村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.vill.miyake.tokyo.jp/kakuka.kikakuzaisei/news/mynumber.html

執行機関名　三宅村長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三宅村児童育成手当条例(昭和49年10月条例第37号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭等(育成手当分))
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三宅村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和2年条例第14号)　別表第1　1の項及び第2　1の項 三宅村児童育成手当条例(昭和49年10月条例第37号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	三宅村児童育成手当条例(昭和49年10月条例第37号)第1条及び第4条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の推進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条　手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、三宅村の区域内に住所を有するものに支給する。 (1)　父又は母が死亡し若しくは三宅村規則(以下「規則」という。)で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
⑦独自利用事務の関連規範		三宅村児童育成手当条例(昭和49年10月条例第37号) 三宅村児童育成手当条例施行規則(昭和57年9月条例第10号)